

地域スポーツクラブ活動体制整備事業 委託要項

令和5年2月27日

スポーツ庁次長決定

令和6年1月31日

一部改正

1 趣旨

少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備を図ることとしている。

このため、本事業では、子供たちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を行い、その成果を効率的・効果的に全国に普及することで、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化と体験格差の解消を図る。

2 委託事業の内容

（1） 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県・市区町村の地域スポーツの推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

（2） 学校部活動及び新たな地域クラブ活動、大会の開催・運営の在り方等に関する調査研究

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行に向けた環境の整備状況や大会の状況等の実態を把握するため、ガイドラインの実施・遵守状況や大会の開催・運営の在り方等に関する調査研究を実施する。

3 事業の委託先

法人格を有する団体

4 委託期間

契約締結日から当該年度の3月31日までとする。

5 委託手続

（1） 契約予定者が事業の委託を受けようとするときは、別に定める事業計画書に必要書類を添付し、スポーツ庁に提出すること。

（2） スポーツ庁は、提出のあった事業計画書の内容を精査し、適切と認められた場合に委託契約を締結し、業務を委託する。

- (3) 契約金額については、事業計画書の内容等を勘案して決定するものであり、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

6 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。また、本事業のうち、再々委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託を受けた事業の一部を第三者に委託（再々委託）することができる。さらに、本事業のうち、再々再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再々委託を受けた事業の一部を第三者に委託（再々再委託）することができる。

7 委託経費

- (1) スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、交通費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額※）、一般管理費※（10%を上限とする。）、再委託費を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。また、個人に対して直接給付又は支給を行う内容に係る経費は対象外とする。

※ 地方公共団体は計上できない。

- (2) スポーツ庁は、委託先が本契約の定めに違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

8 事業完了（廃止等）及び研究成果の報告

委託先は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書、委託経費決算書及び成果報告書を作成し、終了した日から10日を経過した日、または契約満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともにスポーツ庁に提出しなければならない。また、別に定めるところにより、事業途中で報告書を提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 実証事業の実施に際し、関係者はスポーツ安全保険に加入するなど、子供や指導者等の安全確保に万全を期すこと。また、事故等が起こった場合に、関係者間で確実に連絡・報告が行われるように、連絡網の整備など、予め適切な措置を講じること。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係者間の役割分担を明確にすること等により、効率的な事業運営に努めること。
- (3) スポーツ庁は、委託先が実施する事業の内容が本委託事業の趣旨に反すると認められるとき

は、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

- (4) スポーツ庁は、本委託事業の実施に当たり、必要に応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (5) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、委託先は、スポーツ庁の求めがあった場合には、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (6) 委託先等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてその秘密を保持しなければならない。
- (7) 委託先は、本事業の実施に当たり、研究成果報告書のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (8) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。